

第1回 まちづくり基本条例策定委員会

# 市民協働のまちづくり

平成25年11月18日  
事務局 市民協働課

# 市民協働のまちづくり

## ・目指すもの

市の特性を活かした個性豊かなまちづくり

## ・必要なもの

地域をよく知り、地域に愛着を持つ市民の力

## ・考え方

自分たちのまちは自分たちがつくる

(周囲や地域が協力して行う=**共助**の精神)

# まちづくりのルール

- ルールが明確なら、無駄な時間とエネルギーを費やさな  
いで、容易に目標に到達できる
- みんなが同じルールで行動すれば、声の大きい人が優  
先されるという不公平も起こらない
- ルールの形式は条例によるべきである  
要綱や指針では、困難に遭遇した場合、妥協しようという誘惑に駆られてしまう  
条例は、首長が変わっても簡単に変わらない

まちづくりのルール      まちづくり基本条例

自治基本条例と称している自治体が多い

# まちづくり(自治)基本条例 と 市民協働推進指針

自治体のメンバー(職員、議員、市民)が頑張れるようにするのが、「真の自治体経営」である

- ・行政、議会、市民が協働できるように、まちづくりの理念や役割・責務などを「まちづくり基本条例」として定める
- ・「市民協働のまち」を実現するための行動方針が「市民協働推進指針」である

# 理念と目標と行動

・条例＝半不変的規範

まちづくり基本条例

(自治基本条例)

自治の基本、  
市民、協働などの定義  
自治体の憲法

市民基本条例

市民参画・協働

行政基本条例

まちづくり

議会基本条例

市民のあり方

職員のあり方  
まちづくりのあり方

議会・議員のあり方

(自治体の3要素)

基本条例を尊重

既存の条例改正  
新規の条例制定

第n次総合計画

将来都市像

○○○○ ○○○○

n年後の  
目標

第1次総合計画

将来都市像

人の和で 椿十徳 生きるまち

10年後の  
目標

(実施結果)

行動方針

市民協働推進指針

・指針＝必要の都度見直し

現状

ともに創る  
ともに育む

野々市市 2012-2021  
第一次総合計画



# 市民協働推進体制

市民

市役所

目的：市民協働事業の協議  
庁内の横断的な連携と調整

市民協働のまちづくり  
市民会議

連携

市民協働  
推進本部

市民協働  
ワーキング  
グループ

目標1

市民協働推進指針

H25 年度予定

まちづくり基本条例  
策定委員会

連携

目標2

まちづくり基本条例

H26 年度予定



市民と市役所の連携で  
進めるまちづくり

当面の2つの目標

# まちづくり基本条例

## □条例案づくりの考え方

### 第1段階

現状の認識 — いま「自治」が求められているのはなぜか

### 第2段階（重要）

理念 — どのような状況になれば「自治」が実現したことになるのか

### 第3段階

課題 — 「自治」を実現するためには何が必要か

## □主な条文構成例

### ・基本方向・市民の範囲

①まちづくり、市政運営の基本的な方向

②市民の範囲、権利と責任

### ・代表・投票・参加・協働

③首長、議会、議員の役割と責務

④住民投票の内容

⑤市民参加の手続きや仕組み

⑥市民と行政が協力しあう関係、NPOに対する支援、自治会に対する位置づけ

### ・政府関係・位置づけ・見直し

⑦他の政府（国・県・他市町）との関係

⑧この条例の位置づけ（最高規範の盛り込み）

⑨自治基本条例そのものの改正と見直し

## □条例制定の内なる効果

・即効性はないが、長期的には法体系の整備、個別の条例や計画、施策などが整備されていく

・市制の方針がわかりやすくなる

・公職者が替わっても基本方針は安定的

・国の法律・命令、県の例規を自主的に解釈する基準

・制定に関わった委員たちが機能的な市民に生まれ変わる

# 市民協働推進指針

## □まちづくり条例で協働ができるか？

・すでに市民協働事業を具体的実施している場合は、基本条例を制定することにより、より協働が推進される。

・しかし、市民協働が取り組まれていない場合は、お飾りの条例となる可能性がある。

## □協働を進める環境整備

・市民ニーズの把握とまちづくり参加の動機付け（講演会、セミナー、アンケート）

・市民活動を支えるプログラムの検討（人材育成、活動拠点、情報共有、モデル事業、ガイドライン）

・行政職員の意識改革（コーディネーター的視点の育成）

## □市民協働指針の例

### ・市民参画・協働の基本方針

①指針の目的

②推進の柱（市民参画制度の整備、協働の仕組みづくり）

③市民参画・協働の定義と指針の対象

④推進にあたって

⑤指針の見直し

### ・市民参画制度の整備

①情報公開・提供

②市民参画の機会の拡充

③市民への制度の普及

④職員による制度活用の推進

### ・協働の仕組みづくり

①NPO、ボランティアなどとの協働の基盤づくり

②センター機能の整備

③まちづくりへの展開

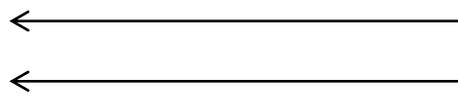
④協働のまちづくりを推進する職員の育成

# 基本条例と指針の関係イメージ

(主な条文構成例)

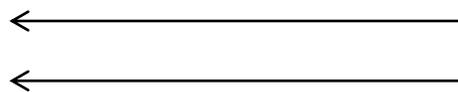
## ・基本方向・市民の範囲

- ①まちづくり、市政運営の基本的な方向
- ②協働の定義、市民の範囲、権利と責任



## ・代表・投票・参加・協働

- ③首長、議会、議員の役割と責務
- ④住民投票の内容
- ⑤市民参加の手続きや仕組み
- ⑥NPOに対する支援、自治会に対する位置づけ



## ・政府関係・位置づけ・見直し

- ⑦他の政府(国・県・他市町)との関係
- ⑧この条例の位置づけ(最高規範の盛り込み)
- ⑨自治基本条例そのものの改正と見直し

市民協働推進指針・市民会議検討事項